

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第47号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(177) (略)	(1)～(177) (略)
<u>(177)の2</u> 地域連携薬局認定申請手数料	
<u>(177)の3</u> 地域連携薬局認定更新申請手数料	
<u>(177)の4</u> 専門医療機関連携薬局認定申請手数料	
<u>(177)の5</u> 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	
<u>(177)の6</u> (略)	<u>(177)の2</u> (略)
(178)～(182) (略)	(178)～(182) (略)
<u>(182)の2</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料	
<u>(182)の3</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料	
(183)～(194)の11 (略)	(183)～(194)の11 (略)
<u>(194)の12</u> 地域連携薬局等認定証の書換え交付手数料	
<u>(194)の13</u> 地域連携薬局等認定証の再交付手数料	
<u>(194)の14</u> (略)	<u>(194)の12</u> (略)
(195)～(196)の2 (略)	(195)～(196)の2 (略)
<u>(196)の3</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付手数料	
<u>(196)の4</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付手数料	
<u>(196)の5</u> 医薬品又は医薬部外品の基準確認証の書換え交付手数料	
<u>(196)の6</u> 医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付手数料	
<u>(196)の7</u> (略)	<u>(196)の3</u> (略)
<u>(196)の8</u> (略)	<u>(196)の4</u> (略)
<u>(196)の9</u> (略)	<u>(196)の5</u> (略)
<u>(196)の10</u> (略)	<u>(196)の6</u> (略)
<u>(196)の11</u> (略)	<u>(196)の7</u> (略)
(197)～(585) (略)	(197)～(585) (略)

**附 則**

この規則は、令和3年8月1日から施行する。